

人材紹介返戻金制度

【報酬の返還】

弊社が紹介した当該人材が、入社日を起算日として入社後 3 ヶ月以内に自己都合により退職に至った場合、紹介先に対し、定める報酬のうち次の額を返還するものとするが、別途覚書を交わす場合はそちらに準じるものとする。

■当該人材が入社後自己都合により退職した場合

① 1 ヶ月以内に退職した場合	50%
② 3 ヶ月以内に退職した場合	30%

神奈川県横浜市港北区富士塚一丁目 24 番 31 号
株 式 会 社 T a k e o f f e r
代 表 取 締 役 井 上 剛 夫
許可番号 14-ユ-300826